

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から44年3月まで
② 昭和46年3月
③ 昭和57年8月から61年3月まで

昭和43年8月から44年3月までの期間及び46年3月の国民年金保険料は、母親が納付してくれていたはずであり、57年8月から61年3月までの保険料については、夫が納付済みになっているのに私が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、その母親が申立人と母親の二人分を一緒に納付していたと主張しており、母親は申立期間②について納付済みとなっている上、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和46年3月に払い出され、同年4月から厚生年金保険に加入する47年4月までは納付済みとなっていることから、加入手続を行った直後の1か月だけが未納となっているのは不自然である。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和46年3月の時点では、申立期間①のうち43年12月以前は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①について、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親も具体的な納付状況は憶えていないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間③については、申立人及びその夫は、保険料の納付場

所、金額、納付方法等についての記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間①及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年6月までの期間、61年4月から同年6月までの期間、63年4月から同年6月までの期間及び平成6年6月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から51年3月まで
② 昭和52年1月から同年6月まで
③ 昭和61年4月から同年6月まで
④ 昭和63年4月から同年6月まで
⑤ 平成6年6月から同年8月まで

申立期間の国民年金保険料については、自分自身又は両親が納付していたので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月以降、申立期間②から⑤まで及び平成7年3月の未納期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、付加保険料を納付し、前納制度を利用しているなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②は過年度納付と過年度納付の間の6か月、申立期間③、④及び⑤はそれぞれ3か月と短期間であり、いずれも、その前後の期間は納付済みとなっている。

さらに、申立期間②、③及び④については、当時同居していた申立人の母親は、納付済みとなっている。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年5月の時点では、時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 6 月までの期間、61 年 4 月から同年 6 月までの期間、63 年 4 月から同年 6 月までの期間及び平成 6 年 6 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月
② 昭和36年5月から39年3月まで

私の国民年金保険料については、父親がA町役場で加入手続を行い、昭和36年4月分の100円を同町役場に納付しており、その後は私が印紙により、36年5月から37年3月までの11か月分の1,100円をB市役所で、37年4月から39年3月までについては1,200円を2回、C町役場で納付しているため、申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、1か月と短期間であり、申立人が述べている納付金額は申立期間当時の保険料額と一致している。

また、申立人と申立人の兄及び義姉の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、申立期間①に係る兄及び義姉の納付記録は納付済みとなっている。

一方、申立人は、昭和36年5月1日に国民年金被保険者資格を喪失していることから、申立期間②は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間及び 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料は、A 市役所の窓口にて現金で、51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料は、B 銀行にて夫の分と一緒に納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 7 月から 60 歳まで、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付し（9 か月の申請免除期間を除く）、前納制度を利用しているなど、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月までは、A 市被保険者名簿及び申立人が所持している国民年金手帳では、いずれも時効と記載されているが、社会保険庁の記録では納付済みとなっていること、昭和 37 年度の保険料は 39 年 5 月に過年度納付していること、39 年度の保険料は 39 年 9 月に一括納付していることから、その間の申立期間①についても、このころに過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 4 月ごろに夫婦連番で払い出されていること、申立期間を除き申立人及びその夫の納付記録は一致していること、46 年 4 月から同年 9 月までの保険料は夫婦共に特例納付していることから、申立人の主張どおり、申立人及びその夫は基本的に夫婦一緒に納付していたものと考えられ、申立人の夫は申立

期間②の保険料が納付済みとなっていることから、申立人の申立期間②の保険料についても同様に納付していたものと推認される。

加えて、申立期間①及び②はそれぞれ12か月と短期間であり、その前後の期間は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月

私は平成元年10月に事業所を退職し、夫婦の国民年金の加入手続を行った。妻が手続を行い、平成元年10月分の国民年金保険料を同年10月から11月に集金人に二人分で1万6,000円を納付した。申立期間について、妻の分だけが納付済みで、私の分が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である。

また、申立人が主張している申立期間の保険料の納付金額(8,000円)は、当時の保険料額と一致している。

さらに、申立人の妻は、申立期間に係る国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を適正に行い、申立期間を含め、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

加えて、申立人は、申立人の妻が申立人の離職票だけで国民年金の加入手続を行ったと述べており、市役所では、離職票だけでも国民年金加入手続は可能である旨を回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月

私は、父の教えで年金についてはとても神経を使っており、厚生年金保険から国民年金への切替手続も今までしっかり行ってきた。昭和47年9月は厚生年金保険から国民年金に間違いなく切替手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであり、未納となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に国民年金に加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、厚生年金保険と国民年金の切替手続を複数回適正に行っている。

さらに、社会保険庁の記録により、平成20年5月8日に昭和47年9月から48年2月までの納付済記録が47年10月から48年3月までの納付済記録に変更され、その結果、申立期間である47年9月が未納になったことが確認でき、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年6月まで

私は、昭和43年9月に会社を退職後、個人事業主として働いていたが、同業者から確定申告をすることにより、種々の保険料控除が受けられることを教えられ、45年10月にA区に転居した際に、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。昭和47年分の所得税の確定申告書の控えに国民年金保険料として6,150円を支払ったと記載があるし、年金手帳の昭和45年度分の台紙に領収書をはがした跡が残っている。申立期間について未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和47年分の所得税の確定申告書の控えの社会保険料控除の欄には、国民年金保険料の支払額として6,150円が記載され、その金額は、当時の国民年金保険料額の6,000円とおおむね一致していることから、47年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間のうち昭和45年4月から46年12月までについては、申立人の所持する国民年金手帳からなにかをはがした跡は確認できるものの、これをもって当該期間の保険料を納付したことを推測することは難しい上に、申立人は、当時の保険料の納付状況等を具体的に記憶していないことに加えて、申立期間の保険料の納付を示す関連資料（所得税の確定申告書の控え、家計簿等）も無い。

このほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案1144

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで

私の母親は、昭和45年1月ごろ、A町役場で私の国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を納付していた。納税組合の集金人に、一番上の兄の分と併せて3人分を納付していたのに私の分だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立期間以後の国民年金加入期間は結婚後の任意加入期間を含めすべて納付済みとなっている。

また、申立人は、申立期間の保険料を申立人の母親が申立人及び申立人の兄の分と併せて3人分を納税組合の集金人に納付していたと述べており、申立人の主張どおり、申立人の母及び兄の年金記録は申立期間の保険料を含め、国民年金加入期間の保険料を完納していることから、申立人の保険料も納付されていたと推測するのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年3月までの期間及び平成4年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から55年3月まで
② 平成4年1月から同年3月まで

私は、常に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたので、昭和54年10月から55年3月までの保険料が、夫は納付済みとなっているにもかかわらず私が未納とされているのは納得できない。また、平成4年1月から同年3月までについては、私が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したはずなのに、その3か月だけが夫婦ともに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、6か月と短期間である上に、申立人は、常に夫婦二人分の国民年金保険料を自分が一緒に納付していたと主張しており、申立人の主張どおり夫の保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、納付日の記録が残っている昭和59年度以降の夫婦の納付日はほぼ一致しており、申立人が夫婦の保険料を一緒に納付していたとする主張は信用性が高い。

さらに、申立期間②についても3か月と短期間である上に、申立人夫婦とも申立期間前後の保険料は納付済みであり、申立期間以外に未納が無いことから、申立期間②の保険料を納付したと推測するのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年3月まで

私の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を一緒に納付したはずであり、夫婦とも未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上に、申立期間前後の保険料はすべて納付済みであることから、申立期間についても納付されたと推測するのが自然である。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を納付していることから、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月及び同年5月
② 昭和52年1月から同年3月まで

申立期間①については、出産のため退社した後、直ちに国民年金の加入手続を行い、毎月保険料を納付していた。

申立期間②については、その前後と同様に納付していたので、当然、保険料は納付済みになっていたと思っていた。

申立期間①及び②が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和47年6月以降、申立期間②を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行っているなど、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立期間②は任意加入期間で、その前後の期間は納付済みとなっており、任意加入中の3か月だけを納付しなかったと考えるのは不自然である。

一方、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは、昭和47年6月29日（任意加入）となっていることから、申立期間①については、国民年金の未加入期間で保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から37年3月まで

昭和36年7月ごろ、町会事務所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、最初の数回は町会事務所に納めに行き、その後は自宅に来た集金人に納めていた。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和36年7月から60歳まで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、その夫が厚生年金保険に加入していた期間（36年7月から43年2月まで）は任意加入しているなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に納付していたと主張しており、申立期間当時、申立人が居住していたA市では、納付組合が存在していたことが確認できる。

さらに、申立人が主張している申立期間に係る納付金額（月額100円）は、当時の保険料額と一致している。

加えて、申立人は、昭和36年7月に国民年金に任意加入しており、加入直後の9か月だけを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案1149

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から37年3月まで

私は、申立期間中の保険料が未納として納付書が送られてきたので、兄から二人分の保険料のお金をもらい、1,800円(二人分)を間違いなく納付した。申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から60歳まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付し、結婚した40年11月から61年3月までは任意加入している上、国民年金第3号被保険者と第1号被保険者の種別変更手続を適切に行っており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付した経緯、納付方法、金額等について具体的に主張しており、申立人が主張している納付金額は、当時の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間は9か月と短期間であり、その前後の期間は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案1150

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から61年3月まで

私は、20歳になって間もなく国民年金に加入し、保険料を納付し続けましたが、昭和58年ごろから父母の看病や子供の世話に忙殺されるようになり、申立期間のころの保険料納付が滞るようになりました。市役所で聞くと、決められた日までに納付しないと、納付ができなくなるというので、急いで銀行で預金を下ろして社会保険事務所に出向いて納付したことをはっきりと憶えています。申立期間が未納とされていることは納得できません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年4月以降、申立期間及び1か月の未納期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付し、結婚した42年11月から61年3月まで（厚生年金保険加入期間を除く）は任意加入している上、国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行っており、年金制度に対する理解が深く、納付意識も高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付した経緯及び納付状況について具体的に供述しており、その内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間は10か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案1151

第1 委員会の結論

申立人の平成9年11月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月から10年3月まで
世帯主に一定額以上の収入があったため免除申請はしておらず、申立期間の国民年金保険料は両親が居住地区担当の収納員を通じて納付していた。申立期間が免除となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人は予備校の聴講生であり、学生免除の対象ではなかったこと、申立人から提出された平成8年分の確定申告書により、世帯所得が免除所得基準を超えていることが確認できることから、申立期間が申請免除期間となっているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の両親は、申立期間を含め、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当時同居していた申立人の両親及び兄は、申立期間について国民年金保険料を同一日に納付しており、申立人、両親及び兄がいずれも納付済みとなっている期間(平成10年4月から13年2月まで)の保険料については、4人全員が同一日に納付している。

加えて、申立期間当時、申立人が居住していたA町では、申立人の居住地区において収納員が国民年金保険料の集金業務を行っていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和31年5月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 4 日から同年 8 月 2 日まで

私は、昭和27年10月29日から平成18年6月29日までA株式会社の正社員及び役員として勤務し、その間に同社から他社への出向又は退職をしたことは一切無い。私が記憶している同社B工場の在籍期間の記録と社会保険事務所の厚生年金保険の記録が違うので、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の在籍証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和31年5月4日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年8月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 36 年 7 月 17 日まで

私は、A 県 B 市内にある C ㈱に入社後、病気にかかり、会社は無断で田舎に戻り入院治療を行った。田舎に戻る際に、退職金及び脱退手当金の手続きは取っていないし、脱退手当金の支給日には、D 市 E 区の F 社で働いていた。脱退手当金は受け取っていないので再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

C 株式会社の事業主は、当委員会からの照会に対して、退職者に対する脱退手当金の説明及び代理請求については行っていたと回答している上に、社会保険事務所が保有する被保険者名簿で申立人の資格喪失日である昭和 36 年 7 月 17 日の前後約 3 年間に資格喪失した者 44 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給資格を有する 28 名中 19 名について退職後 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないころを踏まえると、事業主による代理請求が行われていたと認められる。しかしながら、申立人の支給決定日が資格喪失日の約 1 年後であることから、申立人について事業主による代理請求がなされたとは考え難い。

また、申立人は、「当該事業所に入社後、病気になったが簡単に会社を辞めることはできず、逃げ帰るように G 県の実家に戻ったため、退職及び脱退手当金の請求の手続きは行っていないし、3 か月間の入院治療により完治したため、昭和 36 年 10 月ころには D 市で働いている同郷人を尋ねて同市 E 区の F 社に勤務しており、脱退手当金の支給決定日に脱退手当金を受け取っていない。」とする主張については、F 社勤務当時の同僚が「37

年3月に入社したときには申立人は既に勤務していたし、私が10か月後に退職する際も申立人は勤務していた。」との供述から、申立人の主張は信用できるものであり、脱退手当金を受給していないとする申立内容についても信用できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 1 日から 37 年 7 月 30 日まで

私は、昭和 30 年 5 月 1 日から 37 年 7 月 30 日まで、A 区 B 町に在った株式会社 C に勤務し厚生年金保険に加入していたが、その間の 86 か月分について、38 年 5 月 24 日に脱退手当金が支給されていると言われた。同社を退職した際、退職金はおろか、脱退手当金など一切受け取っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 37 年 7 月の前後約 2 年間に資格喪失した者で、退職時に脱退手当金受給資格を有していた者 6 名のうち、脱退手当金が支給決定されている者は 2 名のみであること、及び脱退手当金の受給資格を有していた申立人の同僚 2 名は、いずれも、退職時に事業主から脱退手当金に係る説明を受けた記憶は一切無い旨を供述していることから、事業主が委任に基づく代理請求を行っていたとは考え難い上、支給されたとする額は、法定給付額と 293 円相違している。

また、申立人の被保険者原票及び被保険者番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであるが、申立人は昭和 36 年 8 月 31 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が旧姓のまま脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 25 日から 44 年 4 月 30 日まで
社会保険事務所から、厚生年金保険の期間照会について（回答）で脱退手当金を受けているとの通知を受けましたが、私は、脱退手当金を受けたことが無く、社会保険事務所が脱退手当金を支払ったとしている昭和 44 年 6 月 16 日はA市に居住していて、B（地名）の社会保険事務所に脱退手当金を受け取りに行った事実もない。記録の審査・訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 44 年 3 月の前後 5 年程度の期間内に資格喪失した者 22 名の脱退手当金の支給の記録を確認したところ、2 名だけが資格喪失日の 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていること、及び申立人とほぼ同時期に勤務した者も同事業所を退職した時に事業所から脱退手当金の説明はなかったと供述していることから、事業主による代理請求はなかったものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失の届出は昭和 44 年 5 月 11 日となっていることから、脱退手当金の請求は、44 年 5 月 11 日以降に行われたと考えられるが、申立人は、44 年 5 月 11 日に結婚式を挙げ（同年 5 月 13 日入籍）、同日に配偶者の赴任先である A 市に出発していることが申立人が提出した資料で確認できることから、申立人が請求することは困難である。さらに、厚生年金保険被保険者番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票の氏名が旧姓のままとなっていることから、申立人が脱退手当金の請求を行ったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間③及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間③及び④に係る標準報酬月額の記録を、昭和47年8月については9万8,000円、52年10月から53年6月までの期間については20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は昭和47年8月及び52年10月から53年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月から40年2月まで
② 昭和40年3月から同年8月まで
③ 昭和47年8月
④ 昭和52年10月から53年6月まで

私は、昭和39年12月からA株式会社勤務したが、社会保険庁の記録では39年12月から40年2月までが厚生年金保険に加入していないことになっており、その前に勤務していたB株式会社の給与より低くない金額で勤務を開始したのに、勤務した40年3月から同年8月までの標準報酬月額も疑問である。また、昭和43年9月から勤務した株式会社C（現在は、D株式会社）の47年8月の標準報酬月額及び52年8月から勤務したE株式会社（現在は、D株式会社）の52年10月から53年6月までの期間の標準報酬月額も納得がいかないのので、再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）」に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低いほうの額を認

定することになる。

したがって、申立人の申立期間③の標準報酬月額については、給与明細書の写しで確認できる保険料控除額から判断して9万8,000円とすることが妥当である。また、申立期間④の標準報酬月額については、給与明細書の写し及び職員俸給明細書の写しで確認できる保険料控除額から判断すると20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書の写し等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている申立期間③及び④の標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、給与明細書の写し等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人が記憶している同僚によると「申立人は、昭和39年12月からA株式会社に勤務していた。」と述べているが、その同僚の厚生年金保険資格取得日は、申立人と同一の40年3月1日であることが社会保険事務所が保管する被保険者原票から確認できる。

また、当時の事業主は所在が不明のため、事業主等から、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと主張するが、給与明細書、源泉徴収票など保険料控除の事実を確認できる資料は無い。

申立期間②については、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、当該申立てに係る標準報酬月額を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人の申立期間②に係る社会保険庁の標準報酬月額の記録と、社会保険事務所が管理している当該事業所の被保険者名簿の標準報酬月額の記録との齟齬そごは無い上に、申立人の標準報酬月額の記載内容に不合理な点は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。また、申立人が申立期間②においてその主張する標準報酬月額に基づく、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和61年5月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和61年4月にA(株)B支店から同社C本部D課に転勤を命じられ、C本部に赴任したところ、健康保険組合の職員が足りないと言われ健康保険組合に転勤した。B支店から健康保険組合に転勤した際に1日の空白が生じたと思われる。厚生年金保険料はB支店で払い、健康保険組合を退職時に2か月分支払っているので厚生年金保険加入期間と認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主保管の人事台帳及び給料台帳により、申立人が昭和61年5月1日にA株式会社B支店からE健康保険組合に出向し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年3月の社会保険事務所の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和61年4月30日に資格喪失した旨の記載及び社会保険事務所の確認印があることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っ

ておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年9月までの期間及び41年9月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から40年9月まで
② 昭和41年9月から61年3月まで

社会保険庁が管理する私の年金記録のうち、申立期間については、私と義母の保険料をA区役所及びB市役所の集金人に納付していたので、未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、申立期間後の昭和61年3月以降となっており、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は、61年4月1日で、第3号被保険者で資格取得したことが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、一緒に納付していたとする申立人の義母も、国民年金加入期間（昭和36年4月から48年1月まで）について、24か月を除きすべて未納となっている。

さらに、申立期間は合計289か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年6月までの期間、63年9月から平成元年8月までの期間、元年12月から2年6月までの期間及び3年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和63年4月から同年6月まで
② 昭和63年9月から平成元年8月まで
③ 平成元年12月から2年6月まで
④ 平成3年8月から同年11月まで

昭和63年4月から同年6月までの期間、63年9月から平成元年8月までの期間、元年12月から2年6月までの期間及び3年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料は、社会保険事務所から振込用紙が送られてきて、納付したはずである。未納になっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について、婚姻前に国民年金の加入手続は行っていないが、婚姻した平成7年12月前後に社会保険事務所から納付書が送付され、一括納付したはずであると主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、具体的な納付時期、納付場所、金額等を明確に記憶していないため、具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年11月21日以降にA市に払い出されたことが確認でき、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間に係る国民年金被保険者資格が平成8年3月22日に追加処理されていることが確認でき、同日時点で時効により保険料を納付できない期間の納付書を社会保険事務所が申立人に送付したとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年4月までの期間及び48年4月から50年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年4月まで
② 昭和48年4月から50年11月まで

昭和36年4月から38年4月までの国民年金保険料は、当時、実家にて父が保険料を負担し家政婦が納付したはずであり、また、48年4月から50年11月までの国民年金保険料は、妻が集金人に納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出された昭和50年2月時点では、申立期間①については、時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与していない上、申立期間①の保険料を納付したとされる家政婦からは具体的な証言を得ることはできず、申立期間②の保険料を納付したとされる申立人の妻は、申立人の保険料は納付していないと証言しており、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月から同年6月まで
平成19年3月から同年6月までの4か月分の保険料が未納となっているが、私は、19年7月上旬にA社会保険事務所の窓口で納付書によりまとめて納付しているため、未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、平成19年7月上旬にA社会保険事務所に1回行き、その窓口で4か月分をまとめて納付したと主張しているが、申立人の「国民年金被保険者加入届書」の受理年月日は19年7月6日となっており、同事務所から発行された納付書の発行年月日は同年7月9日以降となっていることから、保険料を納付するためには、少なくとも2回は同事務所に行くことが必要となる。

また、保険料を納付した際の証拠書類として、納付者には「領収証書」が渡され、同事務所には「領収済通知書」が保存（保存期間3年）されることとなるが、同通知書は確認できなかった。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳の出金記録等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から47年9月まで
特例納付期間の昭和49年6月ごろ、私の妻が市役所に行って、20歳にさかのぼって二人分の国民年金保険料を納付した。保険料は私の預金から引き出して納付したのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年6月ごろ、夫婦一緒に20歳にさかのぼって特例納付したと主張するが、特例納付したとする保険料（約5万円）と法定保険料（約19万円）には大きな差異がある上に、保険料の納付場所等の記憶も定かでない。

また、申立人が特例納付に充てたとみられる昭和49年6月10日付けの出金額（40万円）が申立期間当時の預金通帳に確認できるが、これについても特例納付の法定保険料（約19万円）と大きな差異があり、その差異についての具体的な記憶も無いことから、特例納付を行った関連資料と認めることはできない。

さらに、そのほかに申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（確定申告書の写し、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から47年3月まで

私は、特例納付期間の昭和49年6月ごろ市役所に行って、20歳にさかのぼって夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。保険料は主人の預金から出してもらった。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年6月ごろ、夫婦一緒に20歳にさかのぼって特例納付したと主張しているが、特例納付したとする保険料(約5万円)と法定保険料(約19万円)には大きな差異がある上に、保険料の納付場所等の記憶も定かでない。

また、申立人が特例納付に充てたとみられる昭和49年6月10日付けの出金額(40万円)が申立期間当時の預金通帳に認められるが、これについても特例納付の法定保険料(約19万円)と大きな差異があり、その差異についての具体的な記憶も無いことから、特例納付を行った関連資料と認めることはできない。

さらに、そのほかに申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料(確定申告書の写し、家計簿等)も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年4月まで

私は、昭和36年に国民年金加入手続を行い、当時から集金人に保険料を納付していたのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、社会保険庁の記録及び申立人が所持している国民年金手帳の発行年月日により昭和45年10月31日であることが確認でき、申立期間のうち少なくとも43年6月以前は時効により納付できない期間である上に、払出しの時点で昭和43年度及び44年度の保険料は過年度保険料となり、集金人が取り扱うことはできない。加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険庁の記録から、申立人の昭和44年5月から45年3月までの国民年金保険料は、附則18条により49年1月から50年12月までの間に納付したことが確認でき、この納付により申立人の老齢年金の受給権が確保されたことから、当時から申立期間の納付記録は未納だったことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の写し等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から51年3月まで

申立期間については、実母から、サラリーマンの妻も国民年金に任意加入することができ、さかのぼって過去の厚生年金保険の期間につなげることもできると聞いたので、夫と亡き義母と一緒に区役所に行き、加入手続を行って一括納付したのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは、昭和51年4月27日（任意加入）となっており、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年4月時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年12月までの期間及び57年10月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から同年12月まで
② 昭和57年10月から59年3月まで

申立期間については、友人と二人で市役所に国民年金保険料を納めに行っていたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外も、免除期間を除き国民年金加入期間の大半が未納となっており、申立人の前夫も申立期間は未納となっている。

また、申立期間について一緒に納付していたと主張する申立人の友人は、居所不明のため、申立期間の保険料の納付状況について聴取することができず、当該友人の年金記録も確認できない上、申立人の前夫も申立期間の保険料納付状況についての記憶は無い。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から48年5月まで

私は成人式を迎え、兄の住んでいるA区に転居し、兄と二人で仕事をしていた。同区役所へ住所変更届を提出したところ、20歳になった人は国民年金に強制加入であると言われ、国民年金の加入手続をさせられた。それ以降、保険料を納付し続けたので、申立期間が未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、B社会保険事務所から払い出されたものではなく、C社会保険事務所から払い出されたものであり、申立内容に不自然な点が見られる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年4月の時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 3 月ころ、A 町役場から国民年金保険料をさかのぼって納付できることを知らせる通知を受けて、申立期間の保険料として 50 万円程を役場窓口で納付した記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料を特例納付でまとめて納付したと申立人が主張している時期は、第 2 回特例納付期間であり、申立人は、昭和 48 年 12 月 5 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けており、申立期間が強制加入期間であることから特例納付をすることは可能であったが、納付した金額について、特例納付に必要な金額より 4 倍程高い金額を主張しており、不合理である。

また、納付した時期及び場所についても具体的な記憶が無い上に、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、貯金通帳等）も無い。

さらに、申立人の当時の夫は、申立人と同日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けており、申立人が特例納付をしたと主張する同じ時期に特例納付をしている記録が社会保険事務所に保管されているが、このことに関する申立人の記憶は無く、申立人の元夫にも当時の事情を確認することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から43年3月まで
昭和41年3月に会社を退職し、独立した際に、先輩から国民年金に加入したほうが良いと勧められ、A区役所B出張所で加入手続を行い、以後、国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年3月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、43年4月以降となっており、これより前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間については過年度保険料を納付することとなるが、申立人は、さかのぼって納付した記憶は無いと述べている上、申立人が国民年金保険料を納付したとするA区役所B出張所では、過年度保険料に係る収納業務は行っていなかったことが確認できる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から40年3月まで

私は、昭和36年3月にA県B市（現在はC市）の高校を卒業後にD（地名）に引っ越し、40年3月まで大学に通っていた。この間、住民票は同市の実家に置いたままであった。当時、父親は、同市役所の収入役をしていたので、立場上、私が20歳になった37年5月に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付は申立人の父親が行ったと主張しているが、父親は既に亡くなっており、納付状況等を聴取することができず、当時、申立人の両親と同居していた申立人の兄も、申立人の国民年金に関することは聞いていない旨を述べており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金に加入した記録は無く、申立期間は国民年金に未加入期間で保険料を納付することができない期間であり、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から44年までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 から 44 年 まで

申立期間の国民年金保険料は個人商店を営んでいた両親が納付してくれたはずである。当時一緒に家業を手伝っていた兄と妹の保険料は納められており、私だけ加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、両親も既に亡くなっているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳では、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは昭和 47 年 6 月 26 日となっており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その兄及び妹の保険料もその両親が納付していたと主張しているが、兄については、昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月まで（厚生年金保険加入期間を除く）未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から平成3年3月まで

私は、両親にたびたび年金は40年納付しないと満額もらえないと言われていたので、昭和61年8月から平成3年3月まで、市役所で6か月分ずつ割引された金額で国民年金保険料を納付していた記憶がある。当該期間について未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和61年8月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、社会保険庁の記録でも申立人に対して国民年金手帳記号番号は払い出されていない上、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の番号であることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降と考えられ、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができず、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、税理士が保管している申立人に係る昭和63年分から平成2年分までの確定申告書(写)に記載されている社会保険料控除額は、いずれも、国民健康保険料の金額であり、国民年金保険料額は記載されていない。

さらに、申立人は、6か月ごとに割引された金額で納付していたと主張しているが、申立期間当時は半年前納制度が無く、納付時期についても憶えていないなど、保険料の納付状況が不明確である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年3月まで

私は、昭和47年4月に国民年金に加入した時、さかのぼって36年4月分から一括で納付できると聞き、妻が36年4月から47年3月までの保険料を1万数千円納付したはずなので、当該期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は50年6月に夫婦連番で払い出されており、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和47年に申立期間の保険料を一括納付したと主張しているが、申立人が主張している納付金額は、47年に第1回特例納付により申立期間の保険料を納付した場合の保険料額とは異なる上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された50年に、第2回特例納付により納付した場合の保険料額とも大きく異なっている。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の妻は既に亡くなっており、納付状況等を聴取することができない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の妻も、申立期間は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月から29年3月まで
社会保険庁の記録によると、A社B本社での勤務期間については厚生年金保険加入記録が存在するのに、昭和28年9月から29年3月までの同社C支社での加入記録が存在しないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する適用事業所名簿では、A社C支社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社B本社において、申立人と同じ昭和28年9月21日に厚生年金保険を資格喪失している同僚125人のうち、同年9月以降も引き続き厚生年金保険の被保険者となっている者は存在しないことから、事業主が何らかの事情で多数の従業員の資格を喪失させた可能性もあるものと考えられる。

さらに、A社B本社は、昭和29年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主から、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることができない上、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 5 月 10 日まで

A社の厚生年金保険の加入記録が昭和 36 年 5 月 10 日からとなっているが、私は、B高校専攻科を途中でやめて 33 年 4 月に入社していることは紛れも無い事実である。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間においてA社に勤務していたと主張しているが、申立人が入社した際に世話をしてくれたとする者は既に他界しており、証言を得ることができない上、申立人の先輩であったとする者も、「申立人と一緒にC部で働いていたことは間違いないが、入社時期や勤務期間など詳しくは覚えていない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務状況を確認することはできない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 44 年 3 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、親会社であったD社においても当時の資料は無く、人事記録等を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が昭和 36 年 5 月 10 日に資格取得、39 年 7 月 1 日に資格喪失と記録されている上に、申立人が勤務したと主張する 33 年 4 月 1 日から 36 年 5 月 10 日までの期間に資格を取得した者 186 名の中に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除にされていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月1日から42年3月11日まで

私は、A社に勤務していたとき、住んでいたアパートが火事になり、そのため厚生年金保険被保険者証を焼失したが、その後厚生年金被保険者証を再発行してもらった記憶は無い。脱退手当金を請求するには、厚生年金保険被保険者証が必要なので、脱退手当金が支給されていることになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「厚生年金保険被保険者証を再発行してもらっていないので、脱退手当金を請求できない」と主張しているが、脱退手当金を請求する場合、原則として、厚生年金保険被保険者証を添付する必要があるが、添付できない場合でも、理由書を提出すれば脱退手当金の請求は可能である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和42年6月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案563

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から44年3月まで

私は、A社会保険事務所から、申立期間のB社での厚生年金保険の加入記録は無いといわれた。新聞の求人でC区にあった同社に入社し、2人1組となってD（地名）近郊を自動車で回りながら訪問販売をしていたので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするB社は、社会保険事務所の記録から、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、申立人は、同僚について名字しか憶えていないと供述している上に、同社は、昭和51年4月30日に全喪事業所となっており、人事記録等が確認できないため、申立期間の申立人の勤務状況は不明である。

さらに、申立期間における申立人の雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 1 日から 42 年 11 月 1 日まで

私は、平成 19 年に A 社会保険事務所に年金データを照会したところ、昭和 39 年 11 月 1 日から B 事業所に勤務しているはずなのに、42 年 11 月 1 日まで被保険者名簿に無いとの回答だった。納得できないので、今般第三者委員会で再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において B 事業所に勤務したと主張しているが、申立期間当時に入社した複数の同僚は、「申立人は自分の入社後、2 年ぐらい経ってから入社した。」と供述しており、申立人が申立期間において、同社に勤務していたという証言は得られなかった。加えて、事業主は、「申立期間は前社長時代の時で、賃金台帳、勤務記録等が保存されておらず、当時のことは分からない。」と供述しており、申立期間の申立人の勤務状況等が確認できない。

また、当該事業所に係るオンラインの職歴審査照会回答票（個人情報）を見ると、申立期間において資格取得した 10 名の中に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 5 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A社を昭和 37 年 7 月 4 日に退職して、その日の内にB社に移り、7月分の給料をB社でもらっているのに、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB社に勤務していたと主張しているが、元同僚は、「申立人は、私より後に入社してきたことは覚えているが、いつ入社したのか覚えていない」と供述しており、申立人が申立期間において、同社に勤務していたという証言は得られなかった。加えて、事業主は、「当時の従業員名簿、給与支払台帳は既に処分している」と供述しており、申立期間の申立人の勤務状況が不明である。

また、申立人は、上述の同僚とは別の元同僚と一緒にA社を退職して、B社に入社したと主張しているが、当該同僚は昭和 37 年 3 月 1 日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、申立人とほぼ同日の 同年 9 月 21 日にB社において資格取得しているなど、申立人の主張と相違している。

さらに、社会保険事務所保管のB社の被保険者原票照会回答票を見ると、昭和 37 年 7 月から同年 9 月までに厚生年金保険の資格取得をした者 16 名の中に申立人の氏名は無く、欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月16日から同年7月1日まで
社会保険事務所の記録では、昭和32年4月16日から同年7月1日まで厚生年金保険に未加入となっているが、私は、31年8月にA社に入社以来、47年9月まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の退職者カードの記録及び勤続15年表彰状から、申立人が申立期間においてA社に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、A社が保管している申立人及び同僚の氏名が記載された厚生年金被保険者台帳で、資格喪失日記入欄にマル印のみが記入されている者30名は、社会保険事務所保管の被保険者名簿によれば、その内29名は昭和32年4月16日に資格喪失し、1名は同年5月16日に資格喪失していることから、申立人は同年4月16日に資格喪失しているものと推認できる上、同台帳から申立人が社会保険事務所の記録どおりの同年7月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所保管の被保険者名簿によれば、複数の同僚が、申立人と同様、申立期間に、当該事業所においていったん被保険者資格を喪失した後、資格を再取得していることが確認できる。同僚2名は、昭和32年4月に資格喪失し、その内1名は同年7月に資格を再取得しており、他の1名は同年9月に資格を再取得している上に、前述の2名以外に昭和32年4月16日に5名が資格喪失しており、そのうち2名が同年7月1日に資格を再取得している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 1 日から 33 年 4 月 21 日まで
私は、昭和 29 年 6 月 1 日から 33 年 4 月 21 日まで A 事業所で勤務した時の厚生年金期間について脱退手当金を受けているとされているが、脱退手当金をもらった記憶が無いので年金支給資格期間に認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 33 年 4 月 21 日の前後 3 年間に申立事業所で資格喪失した女性退職者 20 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、15 名について、資格喪失後の 5 か月以内に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から 1 か月後の昭和 33 年 5 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給していないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 3 日から 35 年 9 月 1 日まで
私は、昭和 31 年 9 月 3 日から 39 年 10 月 1 日まで、A 区 B に在った C 社に勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたはずであるが、31 年 9 月 3 日から 35 年 9 月 1 日までの期間が未加入になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 社の事業主により自身の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたという記憶が定かでない上に、当該保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い。

また、当該事業所の元事業主は既に死去しているため、申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことを聴取することができない。

さらに、社会保険庁の記録によると、当該事業所は、昭和 35 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっている上、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿には、事業主、申立人が挙げた同僚及び申立人を含む計 6 名について同日に厚生年金保険の資格を取得した旨が記載されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 9 月 1 日まで
昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 9 月 1 日までの標準報酬月額が、給与支給額より少額になっているので、調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に関する厚生年金被保険者台帳には、申立期間の報酬月額は6万8,000円と記載されており、社会保険事務所が保管する被保険者原票の記録と一致する。

また、当該事業所から提出のあった昭和47年8月の賃金台帳の厚生年金の欄には、標準報酬月額6万8,000円に基づく厚生年金保険料の金額が記載されていることから、申立期間のほかの月についても同額の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、申立人が給与明細書を書き写したメモの昭和46年11月、12月及び47年2月の厚生年金の欄には、標準報酬月額6万8,000円に基づく厚生年金保険料の金額が記載されている上に、記載されている厚生年金保険料が給与から控除されていたことを申立人も認めている。

加えて、申立人が給与明細書を書き写したメモの昭和46年5月、6月及び7月の支給総額に基づき定時決定を行った場合の標準報酬月額は、7万6,000円となるが、申立期間の厚生年金保険料は、標準報酬月額6万8,000円に基づく金額が控除されていることから、申立人の主張を認めることはできない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に厚生年金保険被保険者として主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 570

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月10日から31年1月1日まで
② 昭和33年5月1日から36年8月16日まで

私は昭和29年10月10日にA事業所に入社して、36年8月16日に退職するまで継続勤務していた。私の年金記録を見ると、申立期間①及び②が欠落している。給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるから記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立期間において、申立人がA事業所で働いていたことは推認できるものの、事業所所在地ではない作業現場で採用されていることなどから、当初から、正式な雇用契約であったか否かが定かでない上、給与明細等事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料が無い。

また、A事業所は、昭和33年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その日に資格喪失した申立人以外の7人は、死亡又は所在が確認できず、当時の状況が不明である。

さらに、A事業所の事業主も亡くなっており、当該事業所の人事記録等が不明であるため、申立人の主張を認めるに足るだけの関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 571

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月20日から5年5月16日まで
平成3年4月20日から5年5月16日まで派遣職員として夫と一緒にA
県B市のC寮の管理人として勤務し、給与をD社からもらっていたが、夫
にだけ当該事業所での厚生年金保険の記録があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の被扶養者記録照会から、申立期間において、申立人がその夫の被扶養者になっていたことが確認できる上、申立人が主張する月額7万円の給与も、この事実と相反するものではない。

また、申立人は、その夫と二人で、住み込みの寮の管理人として、D社に採用されたと主張しているが、その夫の雇用保険加入記録は確認できるのに対し申立人の記録が確認できないこと及び当該事業所の人事記録に申立人が「臨時」労働者と記載されていることから、申立人の業務がその夫の補助的なものに過ぎず、申立人に対し、当該事業所が厚生年金保険に加入させるべき義務を負うべきものであったとは認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年ごろから34年2月23日まで
② 昭和36年7月21日から同年8月7日まで
③ 昭和38年7月15日から41年6月15日まで
④ 昭和42年9月1日から49年8月13日まで
⑤ 昭和50年11月30日から53年ごろまで

私は、判明している厚生年金保険の被保険者期間以外に、申立期間について①A事業所、②B事業所、③C事業所（2度目）、④D事業所、⑤E社、⑥F事業所、⑦G事業所、⑧H市のI事業所、⑨J社、⑩K社、⑪L社、⑫M社、⑬N事業所及び⑭O区P駅付近の事業所（事業所名不明）に勤務したが、厚生年金保険に加入していた記録がなかった。申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。特に、⑨J社には昭和43年から50年まで勤務していたのに、49年8月から50年10月までしか被保険者となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てのあった①から⑭までのすべての事業所について、いずれも申立期間が明確でない上、事業所に勤務していた時の雇用条件が不明であることに加えて、給与明細書等事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料も無い。

①から⑭までのそれぞれの事業所についての調査概要は、以下のとおりである。

①、②及び⑫の事業所については、申立人が勤務したとする事業所所在地の社会保険事務所管轄において抽出できたが、現在は存在しておらず、申立人が主張する事業所であるか、申立人が勤務していたかどうかは確認できな

い上、社会保険事務所の保管する各事業所の被保険者名簿に申立人の氏名は無い。

③の2度目及び⑤、⑦、⑩の事業所については、社会保険事務所が保管するそれぞれの事業所における被保険者名簿に申立人の氏名は無く、同僚等からも申立内容を裏付ける有力な情報は得られない。

④、⑧及び⑪の事業所については、申立期間において、事業所への確認及び社会保険庁の記録から厚生年金保険の適用事業所では無いことが確認できる。

⑭の事業所については、申立人の記憶が不明瞭であり、事業所名が不明のため調査不能である。

⑨のJ社の厚生年金保険への加入については、社会保険庁の記録から昭和49年8月13日に新規適用となっており、同社における被保険者記録が確認できる14人のうち10人が申立人と同様に49年8月13日に資格取得しており、それ以前の記録は見当たらない。

⑥及び⑬の事業所については、申立人が主張する事業所名が社会保険庁の事業所検索において該当する事業所は存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。